

安城市内で屋外に広告物 を出すときは・・・

(愛知県屋外広告物条例の概要)



屋外広告物とは

「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます。なお、表示の内容が営利的なものには限定されません。

屋外広告物の設置について

屋外広告物は、法律、条例などにより表示の仕方や場所などにルールが定められています。愛知県では、「愛知県屋外広告物条例」(以下「条例」という。)が制定されており、それに基づいて県下の各市町村(名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市を除く)が許可事務等を行なっています。

許可申請の手続等

安城市内で屋外広告物を出すには、原則として安城市長の許可が必要です。

自己の敷地・建物に表示するものであっても、対象になります。

一部許可できない地域・物件等があります。(P 2 「禁止地域」、P 3 「制限地域」、「禁止物件」、P 4 「禁止地域に表示可能な広告物」参照)

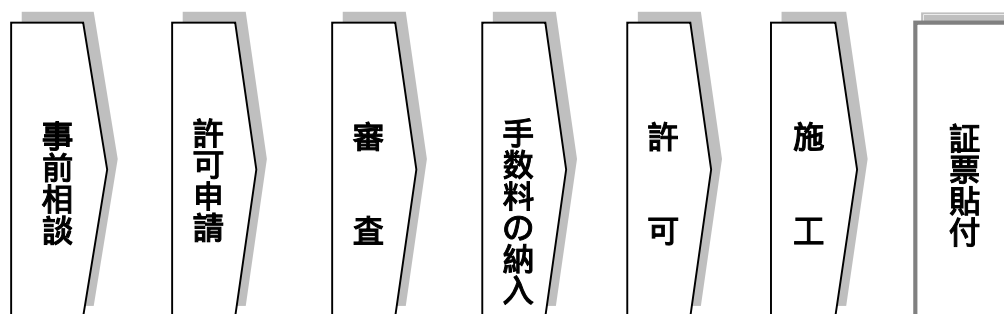
一部許可が不要な広告物があります。(P 4 「許可申請が不要な広告物」参照)
建築確認、道水路占用許可が必要な場合があります。

許可の期間は1年間と3年間が選択できます。期間後も継続して広告物を出す場合は、更新許可申請が必要になります。

立看板・はり紙等の簡易な広告物の許可期間は、3ヶ月以内です。

屋外広告物許可申請の手続き

< 新規許可申請の場合 >



広告物を出す前に、あらかじめ安城市維持管理課屋外広告物担当にご相談ください。

屋外広告物許可申請書を作成し、安城市維持管理課へ提出してください。
許可手数料は、納入通知書を郵送しますので、金融機関等にて納入してください。

手数料の入金を市で確認後（納入後数日かかります）許可書と許可証票（シール）を郵送します。

許可証票は広告物に貼付してください。

< 更新許可申請の場合 >

許可期間満了前に、安城市から屋外広告物更新許可申請書及び安全点検報告書を郵送します。必要事項を記入のうえ安城市維持管理課へ提出してください。（郵送可）

提出された更新許可申請書をもとに許可手数料を算出し、納入通知書を郵送しますので、金融機関等にて手数料を納入してください。

手数料の入金を市で確認後（納入後数日かかります）更新許可書と許可証票（シール）を郵送します。

許可書及び許可証票の郵送用封筒を同封してください。

許可証票は広告物に貼付してください。

安城市内の広告物の規制地域等

禁止地域（原則として広告物を設置できない地域）

都市計画法により定められた「第1種低層住居専用地域」

特定の道路・鉄道の沿線

高速自動車道第二東海自動車道横浜名古屋線

- ・市内全線の路端から 500m 未満の区域

一般国道 1 号

- ・尾崎町地内 県道駕鴨安城線との交差点から東栄町地内 県道豊田安城線との交差点までの路端から 100m 未満の区域

一般国道 23 号

- ・市内全線の路端から 100m 未満の区域

JR 東海道新幹線

- ・市内全線の路端から 500m 未満の区域

JR 東海道本線

- ・岡崎市境から明治本町地内 名鉄西尾線との交差点までの路端から 100m 未満の区域
- ・大東町地内 県道豊田安城自転車道線との交差点から刈谷市境までの路端から 100m 未満の区域

名鉄 名古屋本線

- ・岡崎市境から今池町地内 新安城駅東端までの路端から 100m 未満の区域
- ・住吉町地内 県道豊田一色線との交差点から知立市境までの路端から 100m 未満の区域

上記該当道路等から展望できる地域の広告物等を禁止の対象とします。

都市公園法に規定する「**都市公園**」の区域

○その他禁止地域

官公署、学校、図書館、公民館、博物館、美術館、体育館等の敷地。古墳、墓地、火葬場、葬祭場の敷地

除外：自然の立地条件又は人為的障害物により上記該当道路等から広告物等が展望できない場合は、禁止地域から除外します。

都市計画法により定められた**商業地域・近隣商業地域**、平成 27 年度国勢調査結果による**人口集中地区**は除外します。

除外する地域においては、愛知県屋外広告物条例第 5 条第 1 項の許可基準を満たしていれば、許可を受けることにより広告物の設置等が可能です。

禁止物件（原則として広告物を設置できない物件）

原則として下記の施設には、**広告物を設置できません。**

橋りょう・トンネル・高架構造・分離帯、街路樹・路傍樹、信号機・道路標識・道路上の柵その他これらに類するもの

電柱・街灯柱その他これらに類するもの

（愛知県屋外広告物条例第6条第3項の許可基準に適合する電柱広告・街灯柱広告以外の広告物（はり紙・はり札・立看板・広告旗）は表示することができません。）

消火栓・火災報知器・火の見やぐら、郵便ポスト・電話ボックス・公衆便所・道路上の変圧器塔・開閉器塔、送電鉄塔・送受信塔、煙突・ガスタンク・水道タンク等、銅像・神仏像・記念碑等、景観重要建造物・景観重要樹木

制限地域 通常の地域と許可基準に異なる部分がある地域（5P「主な広告物の種類ごとの個別基準」参照）

制限地域：都市計画法により定められた「第1種中高層住居専用地域」・「第2種中高層住居専用地域」・「第1種住居地域」・「準住居地域」（住居系用途地域）
（自家用広告の表示面積の制限、壁面広告の表示面積の制限）

制限地域：高速自動車道第二東海自動車道横浜名古屋線、一般国道1号、一般国道23号、JR東海道新幹線、JR東海道本線、名鉄名古屋本線、名鉄西尾線の路端から1,000m未満の区域（禁止地域は除く）
（広告板・広告塔の表示面積の制限、広告塔の高さの制限等）
上記該当道路等から展望できる地域の広告物等を規制の対象とします。

除外：自然の立地条件又は人為的障害物により上記該当道路等から広告物等が展望できない場合は、制限地域から除外します。

都市計画法により定められた商業地域・近隣商業地域、平成27年度国勢調査結果による人口集中地区は除外します。

除外する地域においては、愛知県屋外広告物条例第5条第1項の許可基準を満たしていれば、許可を受けることにより広告物の設置等が可能です。

禁止広告物（設置できない広告物）

著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したものの

著しく破損し、又は老朽したものの

倒壊又は落下のおそれのあるものの

交通の安全を阻害するおそれのあるもの

適用除外の基準等

(詳細については、県の基準をご確認ください。)

禁止地域に表示可能な広告物

自家用広告 (自己の店舗・事務所・工場等の敷地に、その内容を表示するため設置する広告)
表示面積が 20 m²以下 (敷地全体での可視面積)。

管理広告 (自己の所有・管理する土地等に、管理上の必要に基づき設置する広告)
表示面積が 3 m²以下 (敷地全体での可視面積)。

案内広告 (道標・案内図板等、公衆の利便を目的とする広告)
表示面積が 5 m²以下 (可視面積)。高さが 5 m 以下。

許可申請が不要な広告物

自家用広告 (自己の店舗・事務所・工場等の敷地に、その内容を表示するため設置する広告)
表示面積が 20 m²以下 (敷地全体での可視面積)。
禁止地域・制限地域 (住居系用途地域) では、表示面積が 10 m²以下
(敷地全体での可視面積)。

管理広告 (自己の所有・管理する土地等に、管理上の必要に基づき設置する広告)
敷地全体の表示面積が 3 m²以下 (敷地全体での可視面積)。

許可基準

広告物の共通基準

都市美観又は自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないこと。

原色を過度に使用していないこと。

著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないこと。

電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないこと。

広告を表示しない面及び脚部で展望可能な部分は、塗料その他の装飾をすること。

容易に腐朽し、又は破損しない構造であること。

風雨その他の振動、衝撃等により容易に破損、落下又は倒壊する恐れのないこと。

交通を妨害するような位置に表示又は設置していないこと。

交通信号機、道路標識等の効用を阻害しないこと。

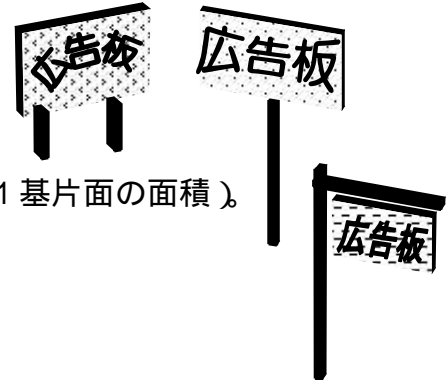
主な広告物の種類ごとの個別基準

(詳細については、県の基準をご確認ください。)

広告の設置位置が上空も含めて道水路上にかかる場合は、道水路占用許可が必要となり、許可基準に基づき設置の可否について判断します。

広告板

表示面積 35 m²以下 (1 基片面の面積)。
制限地域 中、新幹線沿線では 50 m²以下 (1 基片面の面積)。
高さ 10m 以下。
地色に原則黒色・原色の使用不可。



広告塔

表示面積 50 m²以下 (可視面積)。
制限地域 中、新幹線以外の沿線では 35 m²以下 (可視面積)。
高さ 10m 以下。
制限地域 中、新幹線沿線では 20m 以下。
制限地域 中、新幹線以外の沿線では 15m 以下。

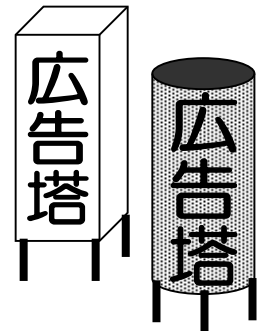
地色に原則黒色・原色の使用不可

屋上広告板・屋上広告塔

鉄筋コンクリート造、耐火構造、不燃構造建物の場合
建物の高さの3分の2以下の高さ。

木造建築物の場合

地上から 10m 以下の高さで、表示面積 20 m²以下 (可視面積)。

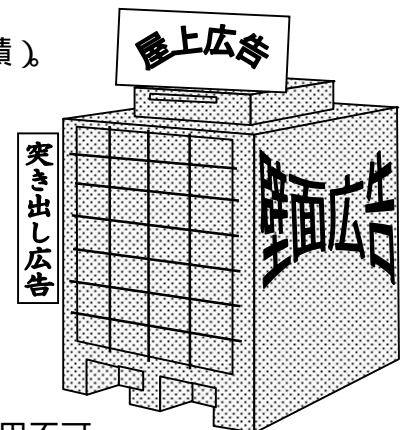


壁面広告

制限地域 内では、表示面積 20 m²以下 (可視面積)。
制限地域 以外では表示面積制限なし。
窓・開口部をふさがない。
1 壁面に同一内容のものは 1 個。

突き出し広告

1 個の表示面積、15 m²以下 (可視面積)。
壁面の高さを超えて設置する場合の高さは壁面からの出幅以下。
交通信号機から 50m 以内では、ネオンサインの使用不可。



アーチ

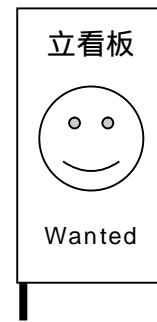
表示面積 50 m²以下 (1 基片面の面積)。
高さ 10m 以下。

広告幕

垂れ幕は、幅 1.5m 以下、長さ 15m 以下。

立看板

表示面は、横 0.9m 以下、縦 1.8m 以下。
脚の長さは 0.3m 以下。



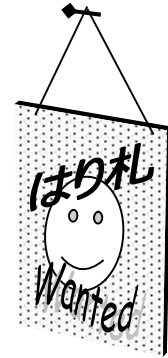
はり紙

大きさが 1.5 m² 以下。



はり札

大きさが 0.3 m² 以下。
同一壁面に 2 枚以内。



アドバルーン

掲揚高度は、地上から 20m 以上、45m 以下。
添加広告は、幅 1.5m 以下、長さ 15m 以下。

屋外広告物許可手数料

広告板・広告塔ほか広告物全般

照明設備がないもの

1年更新	5 m ² につき	900 円
3年更新	5 m ² につき	1,300 円

照明設備があるもの

1年更新	5 m ² につき	1,200 円
3年更新	5 m ² につき	1,900 円

立看板

3ヶ月間	1枚につき	100 円
------	-------	-------

はり紙

3ヶ月間	100枚につき	400 円
------	---------	-------

はり札

3ヶ月間	1枚につき	40 円
------	-------	------

広告幕

3ヶ月間	1枚につき	400 円
------	-------	-------

アドバルーン

3ヶ月間	1個につき	700 円
------	-------	-------

屋外広告物許可手数料は、安城市手数料条例の規定による。

屋外広告業の登録

県内（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市の区域を除く）で屋外広告業を営むためには、事前に愛知県知事の登録を受けることが必要です。

また、登録を受けるには営業所ごとに屋外広告物講習会修了者等の資格をもった業務主任者を置かなければなりません。

屋外広告業とは

屋外広告物の表示や掲出物件の設置を行う営業のことをいいます。元請け又は下請けといった立場の形態の如何は問いません。従って屋外広告物の表示又は掲出物件の設置工事を請け負わない広告代理業、看板製作業は屋外広告業に該当しません。

問い合わせ先

愛知県庁窓口 都市整備局 都市基盤部 公園緑地課 屋外広告物担当

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

TEL 052-954-6612

愛知県知立建設事務所 維持管理課 屋外広告物担当

〒472-0026

知立市上重原町蔵福寺124番地

TEL 0566-82-6463

安城市役所 建設部 維持管理課 屋外広告物担当

〒446-8501

安城市桜町18番23号

TEL 0566-71-2237

FAX 0566-77-0010

電子メール ijikanri@city.anjo.lg.jp